

# 平成二十年法律第四十号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 歴史的風致維持向上基本方針（第四条）
第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等（第五条～第十三条）	第四章 歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置（第十四条～第十六条）
第一節 歴史的風致形成建造物（第十七条～第二十一条）	第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例（第二十二条～第三十条）

<p><b>第一条</b> この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地などが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るために、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もつて都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。（定義）</p> <p><b>第二条</b> この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。</p> <p>この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。</p> <p>次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。</p>	<p><b>第五章 歴史的風致維持向上地区計画（第三十一条～第三十三条）</b></p> <p><b>第六章 歴史的風致維持向上支援法人（第三十四条～第三十七条）</b></p> <p><b>第七章 雜則（第三十八条～第三十九条）</b></p> <p><b>第八章 罰則（第四十条～第四十一条）</b></p>	<p><b>第一章 総則（目的）</b></p> <p>この法律は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もつて都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p><b>第二章 歴史的風致維持向上基本方針</b></p> <p>主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。</p>	<p><b>第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等</b></p> <p>前二項の規定は、歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。</p>	<p><b>第四章 歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置</b></p> <p>主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
<p><b>第五章 歴史的風致維持向上地区計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。</p>	<p><b>第六章 歴史的風致維持向上計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p><b>第七章 歴史的風致維持向上地区計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上地区計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p><b>第八章 歴史的風致維持向上地区計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上地区計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p><b>第九章 歴史的風致維持向上地区計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上地区計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p><b>第十章 歴史的風致維持向上地区計画の認定等</b></p> <p>（歴史的風致維持向上地区計画の認定）</p> <p>市町村は、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

<p><b>第十一章 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）</b></p> <p>第二条第一項に規定する都市公園（以下単に「都市公園」という。）の維持又は同条第二項に規定する公園施設（以下単に「公園施設」という。）の新設、増設若しくは改築であって、公園施設で城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。）である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとするものに関する事項</p>	<p><b>第十二章 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）</b></p> <p>第二条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項</p>	<p><b>第十三章 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）</b></p> <p>第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項</p>
<p><b>第十四章 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）</b></p> <p>第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p>	<p><b>第十五章 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）</b></p> <p>第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p>	<p><b>第十六章 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）</b></p> <p>第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p>
<p><b>第十七章 計画期間</b></p> <p>その他主務省令で定める事項</p>	<p><b>第十八章 計画期間</b></p> <p>前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p>	<p><b>第十九章 計画期間</b></p> <p>前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p>
<p><b>第二十条 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）</b></p> <p>第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設</p>	<p><b>第二十一条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）</b></p> <p>第二条第一項に規定する農業振興地域整備計画において単に「農用地区」という。内に存する農業用排水施設（第二十三条において単に「農用地区」という。）</p>	<p><b>第二十二条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）</b></p> <p>第二条第一項に規定する農業振興地域整備計画において単に「農用地区」という。内に存する農業用排水施設（第二十三条において単に「農用地区」という。）</p>

の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路又はその部分に関する事項

市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に定める者については、当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

一 第二項第三号ロに掲げる事項 当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

二 前項第一号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる農業用用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者

イ 前項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。） 都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該農業用用排水施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあつては、当該土地改良区等を含む。）

ロ 前項第一号に規定する農業用用排水施設（同号ロに該当するものに限る。） 都道府県知事

三 前項第二号に掲げる事項 当該都市公園の公園管理者

四 前項第四号に掲げる事項 都道府県知事

五 前項第五号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）

市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつてはその全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、第六十条第三項（同法第九十条第三項において準用する場合を含む。）又は第百十三条第一項（同法第三百三十三条において準用す

る場合を含む。)に規定する管理団体がある場合にあっては当該管轄団体とする。)及び権原に基づく占有者(いすれも当該市町村を除く。)又は保持者(当該文化財が重要無形文化財(同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。)である場合にあっては、同法第七十一条第二項又は第七十六条の七第五項に規定する登録無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。)である場合にあっては、同法第七十一条第二項及び公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項若しくは第二項の規定により当該市町村の教育委員会若しくは当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならぬ。

歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の第二項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められるものであることを。

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画

（認定に関する処理期間）  
第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。  
（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更）  
第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。  
（認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収）  
第二条 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。  
（認定歴史的風致維持向上計画の実施の状況について報告を求めることができる。）  
（認定の取消し）  
第九条 主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。  
（認定市町村への助言・援助等）  
第二条 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。  
（認定市町村への助言・援助等）  
第三条 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表するよう努めるとともに、都道府県に通知しなければならない。  
（認定市町村への助言・援助等）  
第十一条 都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言を行うことができる。  
（認定市町村に対する援助）  
第二条 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会) 第十一条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

二 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）

四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者が協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

前各項に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置**

**第一节 歴史的風致形成建造物の指定**

**第十二条** 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要な無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）又は登録無形民俗文化財（同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与していいる建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地

区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を除く。）であつて、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成して、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となつて歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（歴史的風致形成建造物の指定の提案）

**第十三条** 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めることにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならぬ。

支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当するときは、主務省令で定めることにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合は、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。

2 市町村長は、前項の規定による届出をした者のとして政令で定める行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

3 市町村長は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

（指定の通知等）

**第十四条** 市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合においてはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（増築等の届出及び勧告等）

**第十五条** 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他の主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めることにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものであると認めるときは、その届出をして、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物は、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員とし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

5 市町村長は、第三項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

6 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国（機関）又は地方公共団体であるときは、当該国（機関）又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国（機関）又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘査して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

支障を來さないよう、適切に管理しなければならない。

（指定の解除）

**第十七条** 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要な伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものであると認めるときは、その届出をして、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物は、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員とし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

5 市町村長は、第三項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

6 市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

7 市町村長は、前項の台帳の作成及び保管に關する報告の現状について報告を求めることができる。

（台帳）

**第十九条** 市町村長は、歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の現状について報告を求めることができる。）

**第二十条** 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、その現状について報告を求めることができる。

（管理又は修理に關する技術的指導等）

**第二十一条** 第十四条第一項の規定による通知（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同法





限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めに当たつては、次に掲げるところに従わなければならぬ。

一 土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られるよう定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域について、都市の周辺の住宅に係る良好な居住環境の保護に支障を来さないように定める。

二 地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域において、土地の区画において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。

歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画について、歴史的風致維持向上地区計画を定める行為に着手するときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画における工作物の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。（行為の届出及び勧告等）

第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定期日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

第六章 歴史的風致維持向上支援法人（歴史的風致維持向上支援法人の指定）

第三十四条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財团法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第三十五条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業にに関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地であつて政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

第七章 雜則（主務大臣及び主務省令）

第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることとする。

（監督等）

第三十七条 国及び関係地方公共団体は、支援法人に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第三十八条 この法律における主務省令は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令について、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

（経過措置）

第三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。



2 を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起される

五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区城法（平成二十五年法律第七百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。  
**(経過措置の原則)**  
**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

施行期日) 六号) 指

第一 条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

第一条 中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改  
正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第

(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二三号) 抄  
(施行期日)

「施行時特例市」と、同法第二十八条第二項中  
「若しくは中核市」とあるのは、「中核市若し  
くは施行時特例市」とする。

ら第百七条まで、第百十二条、第百十七条  
(地域における多様な主体の連携による生物  
の多様性の保全のための活動の促進等)に関する  
法律(平成二十一年法律第七十二号)、第四  
条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条  
第一百二十一条の二並びに第一百一十三条第二項  
の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定にあっては、当該規定。以下この条において  
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の  
規定によりなお従前の例によることとされる場合  
におけるこの法律の施行後にした行為に対する  
罰則の適用については、なお従前の例によ

第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日  
(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

**第二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日) 附 則 (令和三年四月二二日法律第二二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇号) 抄 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。